

仕 様 書

保管倉庫等の売買契約

1 件名
保管倉庫等の売買契約

2 物品名称及び数量

物 品 名	数 量	備 蓄 施 設
① 備 蓄 倉 庫	1 台	社 会 福 祉 セ ン タ ー
② 簡 易 ト イ レ	12 器	福 祉 セ ン タ ー と ビ ッ ア ラ ル
③ 簡 易 ト イ レ テ ン ト	12 張	〃
④ オ ス ト メ イ ト 用 ト イ レ	14 器	〃
⑤ オ ス ト メ イ ト 用 テ ン ト	14 張	〃
⑥ 車 い す 用 ト イ レ	14 器	〃
⑦ 車 い す 用 テ ン ト	14 張	〃
⑧ 屋 内 テ ン ト	14 張	〃
⑨ ガ ス 発 電 機	2 台	〃
⑩ 投 光 器	6 台	〃
⑪ 納 体 袋	160 枚	浦 添 市 役 所

3 納入期間
令和3年7月23日から令和3年10月29日まで

4 仕様

1・[備蓄倉庫] 別紙資料1のとおり

株式会社淀川製鋼所「DZB-2918HE」の仕様を全て満たすもの又は同等品以上とする。

(1) 設置場所 浦添市社会福祉センター敷地設置の為、間口、奥行、高さについては、同寸法にすること。

(2) 南京錠等で施錠ができ、鍵を2本以上納品すること

(3) 棚板（サイズ 約0.7m×1.5m）を3枚(段)を取り付けること。

※棚板1枚あたり約150Kg～200Kgの耐荷性があるものを使用すること

(4) 2か所（防虫網・雨水侵入防止ガラリ付き）に通気口を設置すること

(5) ブロック基礎（モルタル入れ込み等含むアンカー工事含む）により敷設し、十分な台風対策を施すこと。

※手動工具を使用しアンカーボルトを外せる仕様とすること

(6) 扉面に縦0.2m×横2.2mの「浦添市防災倉庫」の赤色名入りをすること。

※シール貼付不可

2・[簡易トイレ・テント] 別添資料2・3のとおり

3・[オストメイト用トイレ・テント] 別添資料4・5のとおり

4・[車いす用トイレ・テント] 別添資料6・7のとおり

5・[屋内テント] 別添資料8のとおり

6・[ガス発電機] 別添資料9のとおり

本田発電機「EU9iGBJNT」の仕様を全て満たすもの又は同等品以上とする。

- (1) 別添資料9のとおり
- (2) 次の品を付属品として含めること。
 - ・発電機用オイル1缶付属（互換製品可とする）

7・[投光器] 別添資料10のとおり

- (1) 可搬型で、1時間で500ℓ程度の水量を浄水できること。
- (2) 浄水後は飲料水として建築物衛生法の基準を満たすものであること。
- (3) 手動により動作できるものであること。
- (4) プール、井戸、河川等の水を使用できること。
- (5) 次の品を付属品として含めること。
 - ・保管用ケース（密閉性が高いもの）
 - ・処理水質が基準を満たすことを証明できる書類（コピー可）

8・[納体袋] 顔見窓付き、抗菌、臭漏れ防止仕様

9・[その他]

- (1) 物品の製作費及び搬入にかかる経費は、すべて受注者が負担すること。
- (2) 物品の搬入にあたっては、施設の工作物等を損傷しないよう十分注意を払うとともに施設利用者への安全対策を十分に行うこと。
- (3) 納入時に市担当者の検収を受けること。なお、納入時に不備が発見された場合、又は納入後に契約不適合が認められた場合は、納入期間内に適正なものに交換すること。
- (4) 業務完了後に完了報告書及び完了を確認できる写真を提出すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項で、疑義が生じた場合は、当事者間で協議、調整を行い速やかに対処すること

5 納入場所 別紙表のとおり